

会津若松市安全安心耐震促進事業実施要綱

平成26年7月17日 決裁
令和3年6月17日 決裁

(目的)

第1条 この要綱は、会津若松市内に存する木造住宅の所有者が当該住宅の耐震診断（補強計画を含む。）（以下「耐震診断等」という。）を希望する場合、市が、予算の範囲内において耐震診断者を派遣して耐震診断等を行うことにより住宅の地震に対する安全性の確保・向上を図り、もって震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 国土交通省住宅局建築指導課監修、一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている「一般診断法」（以下「一般診断法」という。）に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を診断することをいう。
- (2) 補強計画 耐震診断の結果を踏まえ、所有者の住まい方に適した効率的な壁等の補強箇所の明示や概算工事費の算出をいう。
- (3) 耐震診断者 耐震診断等を行う者をいう。なお、耐震診断者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく登録を受けた建築士事務所に所属する建築士で、かつ、福島県が実施する木造住宅耐震診断等の業務に必要な講習会等を受講した者のうち、耐震診断者名簿に登録された者とする。

(対象住宅)

第3条 耐震診断者の派遣対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、会津若松市内に存する木造住宅であって、次に掲げる要件すべてに該当するものとする。

- (1) 対象住宅の所有者が自ら居住する住宅（ただし、所有者が市税を滞納していないものに限る。）
- (2) 工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のものに限る。）を含む。）
- (3) 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅
- (4) 市長が別に定める重点的に対策が必要な地区等にある住宅
- (5) 過去にこの要綱又は会津若松市木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱（平成20年8月20日決裁）に基づく耐震診断等を受けていない住宅

(派遣の申込み)

第4条 この要綱に基づき耐震診断者の派遣を希望する対象住宅の所有者（当該対象住宅が共有に係るものである場合は、当該共有者がそれらの者のうちから選任した代表者1人をいう。以下「派遣依頼者」という。）は、構造的に独立した棟毎に、木造住宅耐震診断者派遣申込書（第1号様式）により市長に申し込まなければならない。

(派遣の決定)

第5条 市長は、耐震診断者の派遣を決定したときは、その旨を木造住宅耐震診断者派遣決定通知書（第2号様式）により派遣依頼者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の木造住宅耐震診断者派遣決定通知書の内容に変更が生じたときは、当該通知書の内容を変更し、派遣依頼者に通知するものとする。

(派遣の辞退)

第6条 派遣依頼者は、木造住宅耐震診断者派遣決定通知書を受けた後において耐震診断者の派遣を辞退するときは、速やかに木造住宅耐震診断者派遣辞退届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(派遣決定の取消し)

第7条 市長は、派遣依頼者が次のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第1項の派遣の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付して、木造住宅耐震診断者派遣取消通知書（第4号様式）により当該派遣依頼者に通知するものとする。

(耐震診断者の派遣)

第8条 市長は、耐震診断者の派遣を決定したときは、速やかに耐震診断者を派遣しなければならない。

(派遣依頼者の費用負担)

第9条 派遣依頼者は、耐震診断者の派遣に要する費用の一部として、7,500円を派遣された耐震診断者に直接支払うものとする。

(診断等の結果の通知)

第10条 耐震診断等の結果は、木造住宅耐震診断者派遣事業耐震診断等結果通知書（第5号様式）により当該派遣依頼者に通知するものとする。

(派遣依頼者に対する情報の提供、助言及び勧告)

第11条 市長は、派遣依頼者に対して、耐震診断等の結果に基づき対象住宅の地震に対する安全性の確保のために必要な限度において、情報の提供、助言及び勧告を行うことができる。

(耐震診断者等の責務)

第12条 耐震診断者及び当該業務の関係者は、耐震診断等を行う際に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 耐震診断者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 当該耐震診断等に関し、派遣依頼者から第9条に規定する費用負担以外の金銭を受け取る

こと。

(2) 派遣依頼者に対し、不必要な改修を勧めること。

(3) その他、耐震診断者としてふさわしくない行為を行うこと。

3 耐震診断者の所属する建築士事務所（当該建築士事務所の開設者等が関係する建設会社を含む。）は、当該耐震診断者が耐震診断等を行った住宅の耐震改修工事及びこれらに類する工事を行ってはならない。

(業務の委託)

第13条 市長は、本事業に関する業務の一部を委託することができる。

(その他)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。ただし、第1号様式、第3号様式及び第5号様式の改正規定中「㊟」を削る部分は令和3年7月1日から施行する。

木造住宅耐震診断者派遣申込書

年 月 日

会津若松市長

様

〒 ー

申込者〔住所〕

ふりがな
〔氏名〕

〔電話〕（ ） ー

会津若松市安全安心耐震促進事業実施要綱第4条の規定に基づき、以下の住宅について耐震診断者の派遣を申し込みます。

なお、私の個人情報については、この事業に必要な範囲内において市が収集・利用し、耐震診断者へ提供することに同意します。

対象住宅の概要	所在地	会津若松市	
	用途	専用住宅 / 併用住宅（併用用途： ）	
	構造／階数	木造（在来軸組・伝統的・枠組壁） / 混構造 / それ以外 平屋 / 2階 / 3階 / それ以外	
	床面積	1階： m ² 2階： m ² 3階： m ² 合計： m ² （併用面積 m ² ※合計床面積の内数）	
	建物建設時期 〔建築確認年月〕	昭和・大正・明治 年 月頃（新築時） 〔昭和 年 月 日（新築時） / 不明〕	
	耐震診断の履歴	初めて / 本事業の診断等の履歴有り / 他（ ）の診断等の履歴有り	
派遣を避けて欲しい曜日	月曜 / 火曜 / 水曜 / 木曜 / 金曜		
派遣を避けて欲しいその他の日			
調査を避けて欲しい時間帯	午前 / 午後 / 他（ ）		
【備考】			
整理番号	ー	審査欄	

上記【備考】欄には、以下の内容等を記入してください。

- 上記建物において増築・修繕・模様替え・用途変更などがあった場合、その内容及び時期
- 上記建物が現在空き家の場合、その旨及び使用開始予定時期

※ この申込書に、案内図、平面図、建築確認通知書（無い場合は、建物登記簿謄本等で着工時期が確認できるもの）を添付してください。

派遣の申込みにあたり、私の納税確認を了承いたします 印

第 号
年 月 日

（申込者氏名） 様

会津若松市長

木造住宅耐震診断者派遣決定通知書

年 月 日に申込み（受付整理番号 - ）のあった木造住宅耐震診断者の派遣について、下記のとおり耐震診断者の派遣を決定したので、会津若松市安全安心耐震促進事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき通知いたします。

派遣業務の実施に当たっては、下記機関に業務の一部を委託しておりますのでご承知願います。

今後日程調整の上、この耐震診断者が耐震診断のために現地建物調査を行います。限られた時間内に効率よく適切に実施できるよう御協力の程よろしくお願いいたします。

記

- 派遣される診断者の氏名 （所属建築士事務所名）

（代表者氏名）

（耐震診断者氏名）
- 上記派遣診断者の連絡先 電 話：（ ） -
- 現地建物調査の時期 年 月 日 ～ 年 月 日
の都合の良い日
- 派遣業務受託機関
（派遣に関する問合せ・連絡先）
電 話：（ ） -
F A X：（ ） -

木造住宅耐震診断者派遣辞退届

年 月 日

会津若松市長

様

〒 ー

申込者〔住所〕

ふりがな
〔氏名〕

〔電話〕（ ） ー

年 月 日付け 第 号で決定通知のあった木造住宅耐震診断者の
派遣（受付整理番号 ー ）について、下記の理由により辞退したいので、会津若松市安
全安心耐震促進事業実施要綱第6条の規定に基づき届け出します。

記

〔辞退する理由〕

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

（申込者氏名） 様

会津若松市長

木造住宅耐震診断者派遣取消通知書

会津若松市安全安心耐震促進事業実施要綱第7条第2項の規定に基づき、 年 月
日付け 第 号（受付整理番号 - ）で通知した木造住宅耐震診断
者の派遣決定については、下記の理由により取り消しましたので通知いたします。

記

〔取り消した理由〕

年 月 日

木造住宅耐震診断者派遣事業 耐震診断等結果通知書

（申込者氏名） 様

会津若松市安全安心耐震促進業務受託機関

（代表者氏名）

このたび、貴方が会津若松市に申し込まれた木造住宅耐震診断者の派遣について、耐震診断が終了し結果が明らかとなりましたので、会津若松市安全安心耐震促進事業実施要綱第10条の規定に基づき、別紙のとおり関係書類を添えて送付いたします。

なお、近日中に、同様の結果を会津若松市にも送付いたします。

また、この件に関する問い合わせ及び相談は、下記にお願いいたします。

記

[問い合わせ先]

・診断等の結果の内容に関する質問等 （所属建築士事務所名）

（代表者氏名）

（耐震診断者氏名）

電 話（ ） ー

・診断等の結果に対する対応について 同 上

・その他、事業全般について 会津若松市 建設部 建築住宅課 建築指導グループ
電 話（0242）39-1307